

かわまちづくり支援制度の概要

河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化、観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した賑わいある良好な空間形成を目指す。(令和4年8月時点:252地区)

ソフト施策による支援

- ・都市・地域再生等利用区域の指定等によるオープンカフェなど河川空間の多様な利活用の促進
- ・優良事例に関する情報提供や必要な調査等により、計画の実現を支援

都市・地域再生等利用区域の指定の適用事例



水面上遊歩道のイベントや舟運等での活用
(道頓堀川/大阪市)



河岸緑地へのオープンカフェの設置
(京橋川/広島市)

先進的な取組の情報提供



民間事業者のエリアマネジメントによる管理・運営(信濃川/新潟市)



河川敷広場への新たな賑わい拠点の整備
(木曾川/美濃加茂市)

ハード施策による支援

- ・治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理用通路や親水護岸等の施設整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援。
(市町村、民間事業者が河川空間の利用施設を整備)



河川管理用通路の利用
(最上川/長井市)

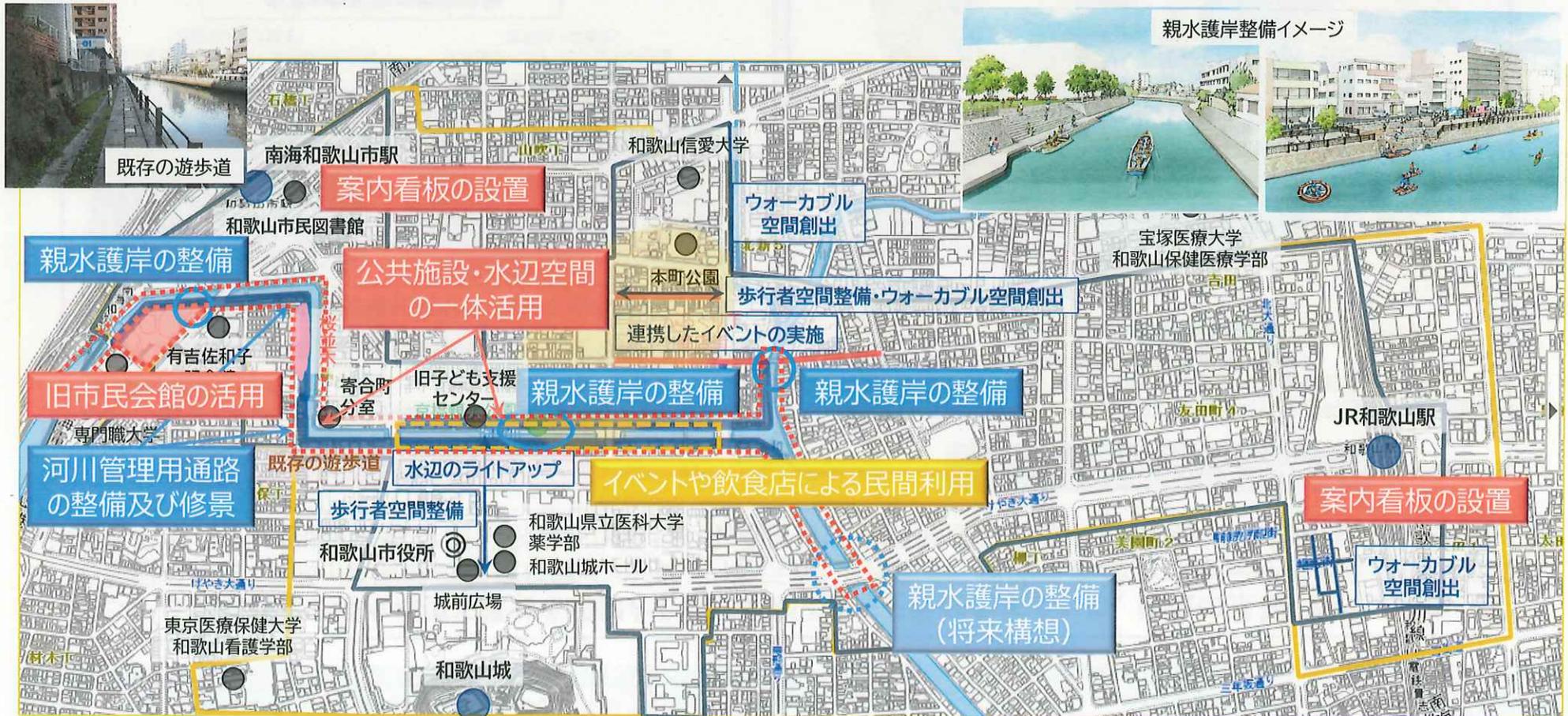


親水護岸の利用
(新町川/徳島市)

市堀川かわまちづくりによる整備イメージ

和歌山市のまちづくりの方向性や近年の市堀川の利活用を踏まえた市堀川かわまちづくりによる整備・利活用イメージを示す。

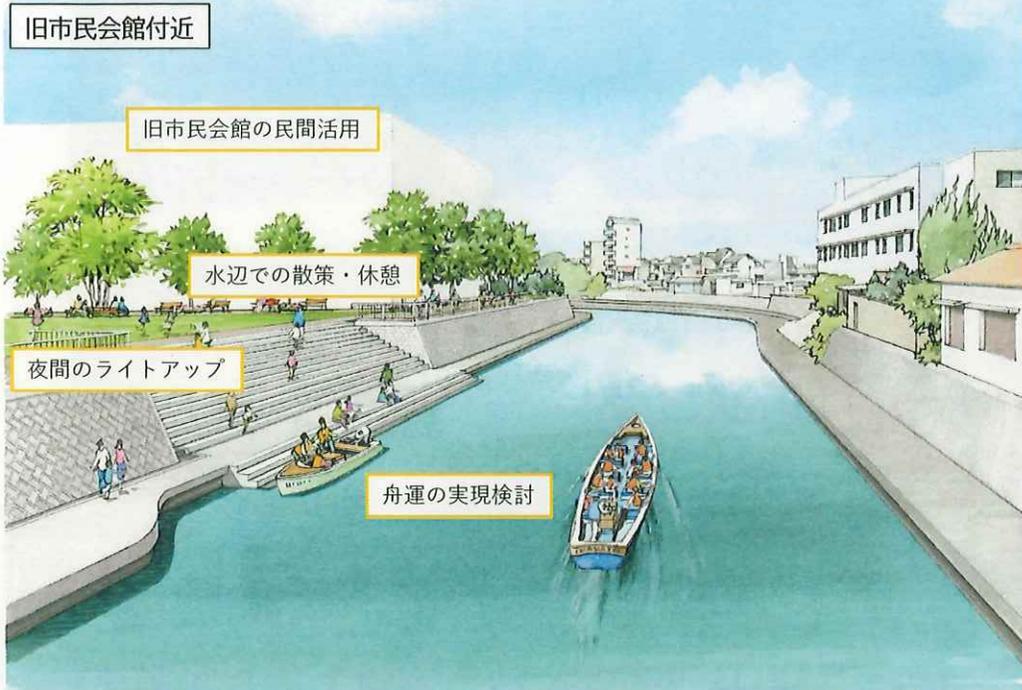
河川管理者 (県)	親水護岸の整備、河川管理用通路(遊歩道)の整備及び修景
市	案内看板の設置、旧市民会館の活用、京橋親水公園周辺における公共施設・水辺空間の一体活用 等
民間	都市・地域再生等利用区域の指定による民間事業者による河川空間の利用



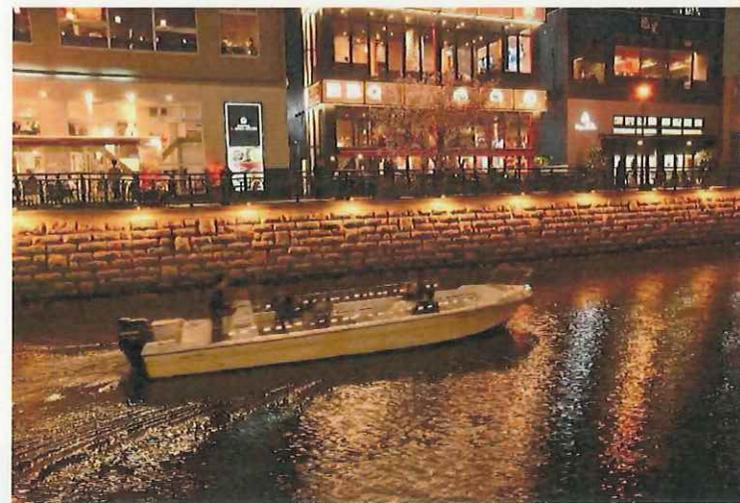
※ イベントや飲食店による民間利用エリアは、現時点での想定であり、今後変更する場合がある。

- 市堀川かわまちづくり対象エリア
- 都市機能誘導区域(中心拠点区域)
- 滞在快適性等向上区域(ウォーカブル区域)
- 市が実施する関連事業

市堀川の利用イメージ



【例】都市・地域再生等利用区域の指定による民間利用(東京都・隅田川かわてらす)



【例】ライトアップ(名古屋市・納屋橋地区)



民間事業者による河川空間の利用に向けて

- 1 民間事業者による河川空間の活用には、**都市・地域再生等利用区域に指定**（河川管理者である県が指定）することが必要です。
- 2 都市・地域再生等利用区域の指定には、**地域の合意形成**が必要です。
- 3 地域の合意形成に向け、**社会実験の実施**により、**地域住民の意見を聞く**とともに、**利用における課題抽出**を行いたい。
- 4 区域指定後の河川空間の利用にあたっては、河川管理者（県）、市、地域住民、民間事業者により、利用時間や騒音・ゴミなどへの対策等の**ルールづくりを予定**しています。
- 5 河川空間利用にあたり、民間事業者には、**施設**（遊歩道等）**使用料の負担**、**使用する施設**（遊歩道等）**の通常の維持管理**（清掃・除草等）**に協力**いただくことを想定しています。



【事例】オープンカフェ(福岡市・那珂川)